

阿市福第 1027 号
令和 7 年 8 月 25 日

社会福祉法人
阿蘇市社会福祉協議会
会長 松嶋 和子 様

阿蘇市副市長 沖 圭一郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 3 号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 12 年 8 月 31 日